

第 1 章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

「障がい者計画」は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項に基づき、障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に定める基本的な計画です。

「障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第 88 条に基づき、障害福祉サービスの提供体制の確保やその他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として策定するものです。

また、市町村は「児童福祉法」第 33 条の 20 に基づき、「障がい児福祉計画」を定めるものとされています。「障がい児福祉計画」は、「障害者総合支援法」に規定する「障がい福祉計画」と一体のものとして作成可能となっており、本市においては、3 つの計画を一体的に策定するものとします。

■ 根拠法令・計画の性格

	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 第 11 条第 3 項 (平成 23 年 8 月 5 日一部改正)	障害者総合支援法 第 88 条 (平成 25 年 4 月 1 日施行)	児童福祉法 第 33 条の 20 (平成 30 年 4 月 1 日施行)
性 格	障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画	障害福祉サービス等の量と提供体制を確保するための計画	障がい児支援等の提供体制を確保するための計画

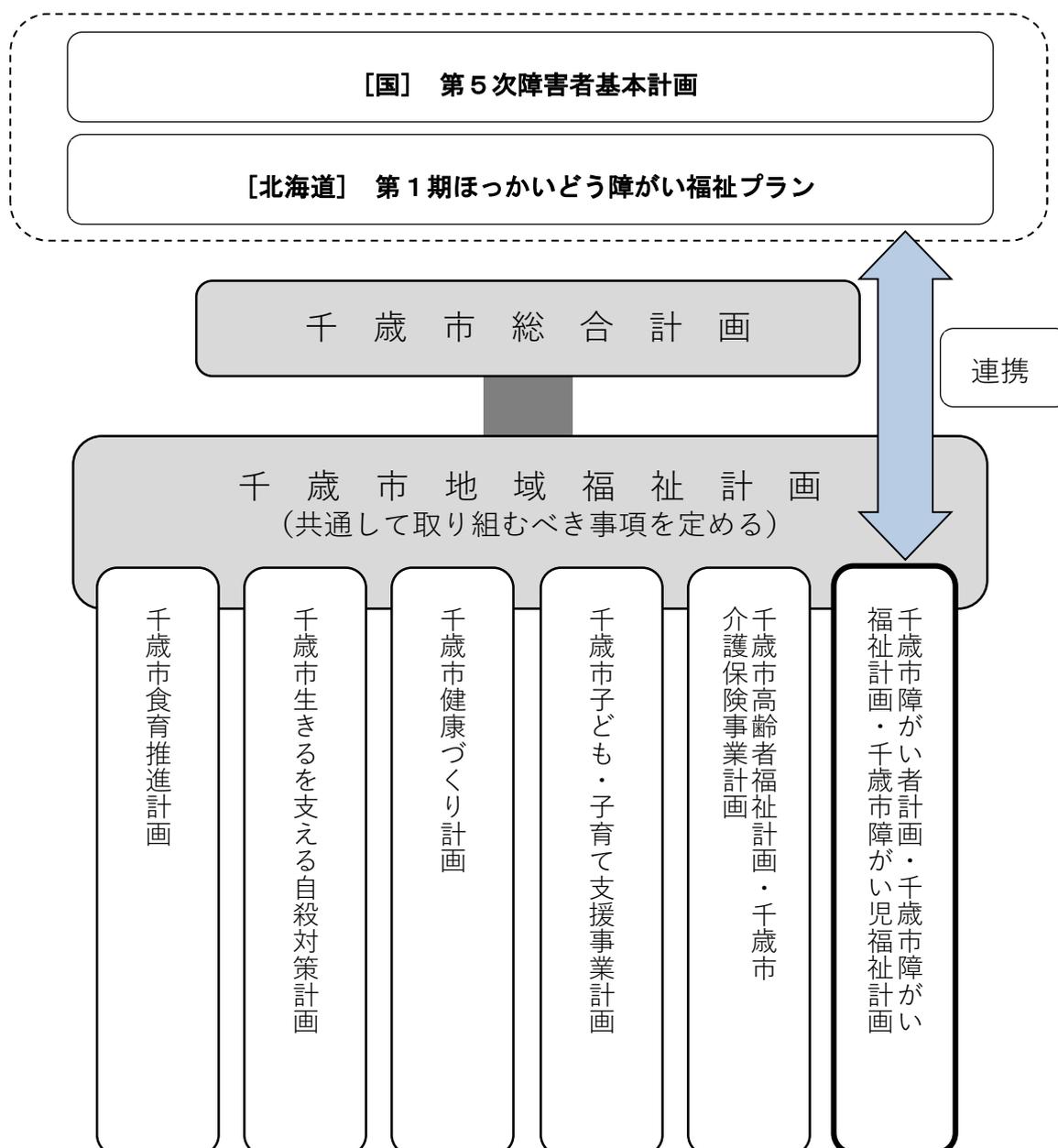
・アンケートやグラフの比率はすべてパーセントで表し、小数点以下第 2 位を四捨五入して算出しました。そのためパーセントの合計が 100%にならないこともあります。

・複数回答が可能な質問では、比率算出の基数は回答者数（票数）とし、その項目を選び○印をつけた人が全体からみて何%なのかという見方をしました。そのため、各項目の比率の合計は 100%を超える場合もあります。

2 計画の位置付け

「千歳市障がい者計画」及び「第7期千歳市障がい福祉計画」並びに「第3期千歳市障がい児福祉計画」は、国の「第5次障害者基本計画」及び「第1期ほっかいどう障がい福祉プラン」などと整合性を図りながら、「千歳市第7期総合計画」におけるまちづくりの基本目標である「あたたかさとつながりを心で感じられるまち」を推進するため、「千歳市地域福祉計画」を保健福祉分野の上位計画として位置づけ、「千歳市高齢者福祉計画・千歳市介護保険事業計画」や「千歳市子ども・子育て支援事業計画」などの関連する個別計画と調和した計画として策定するものです。

■計画の位置付け



3 計画の期間

「千歳市障がい者計画」及び「第7期千歳市障がい福祉計画」並びに「第3期千歳市障がい児福祉計画」の計画期間は、令和6年度から8年度までの3年間とします。

また、計画期間中に大幅な制度改正や社会情勢の変化があった場合には、必要に応じて本計画内容の見直しを行うこととします。

■計画期間

	計画名	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
国	障害者基本計画	第4次				第5次(R5~R9)					
北海道	北海道障がい者基本計画	第2期				第1期 ほっかいどう障がい福祉プラン (R6~R11)					
	北海道障がい福祉計画	第5期	第6期								
千歳市	総合計画	第6期	第7期(R3~R12)								
	地域福祉計画	第3期	第4期(R2~R6)								
	障がい者計画	障がい者計画	障がい者計画		障がい者計画						
	障がい福祉計画	第5期	第6期		第7期						
	障がい児福祉計画	第1期	第2期		第3期						

4 計画の策定体制

(1) 障がい当事者アンケート調査

市内の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持している人を対象に、生活実態や障害福祉サービス利用に関する今後の意向などについてアンケート調査を実施しました。また、障がい児については、各種手帳及び通所受給者証を交付している18歳未満の児童の保護者全員にアンケート調査を実施しました。

(2) サービス提供事業所アンケート調査

市内の障害福祉サービス提供事業所を対象に、障害福祉サービス及び地域生活支援事業に関する意向などについてアンケート調査を実施し、サービス見込量を算出するための基礎資料としました。

(3) 企業等民間事業所アンケート調査

市内の企業等民間事業所を対象に、障がい者雇用の状況や今後の意向などについてアンケート調査を実施しました。

(4) 関係団体ヒアリング調査

障がい者団体等を対象にヒアリング調査を実施し、アンケート調査では把握しづらい障がいのある人の抱える課題や、今後求められる取組について意見を聴取しました。

(5) 千歳市保健福祉推進委員会での検討

庁内各部局等の次長職で構成する「千歳市保健福祉推進委員会」において、障がい福祉施策の現状や課題を点検・整理するなど、計画全般を横断的な視点で検討しました。

(6) 千歳市障がい者地域自立支援協議会からの意見聴取

市内の障がいのある人やその家族、関係機関・団体・事業者等で構成する「千歳市障がい者地域自立支援協議会」の意見を踏まえながら、計画を策定しました。

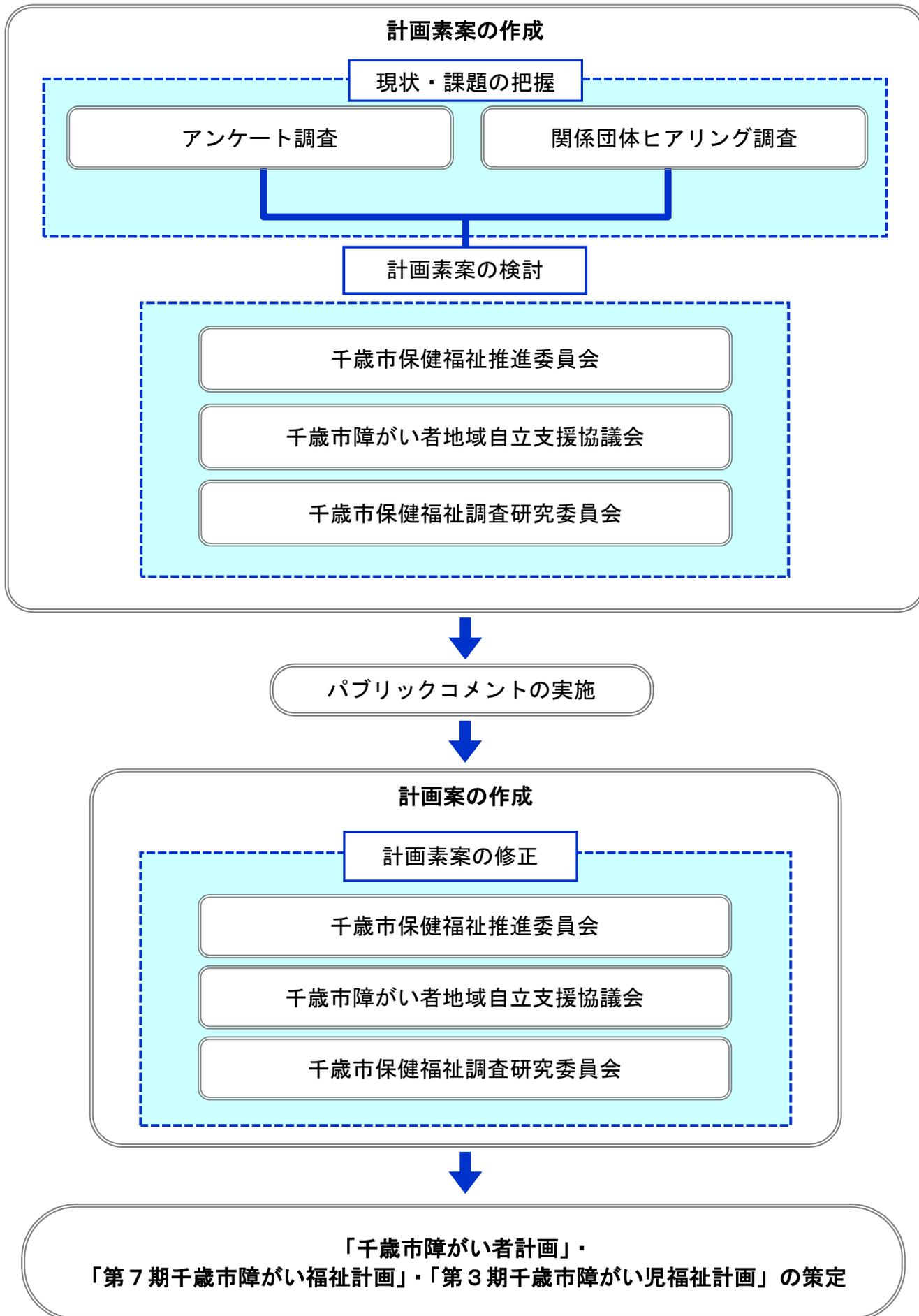
(7) 千歳市保健福祉調査研究委員会での審議

市内の保健福祉関係機関・団体の代表者等で構成する「千歳市保健福祉調査研究委員会」において、専門的・総合的な見地から意見をいただきました。

(8) パブリックコメント

市民の意見を聴取するため、パブリックコメントを令和5年12月18日から令和6年1月19日まで実施しました。パブリックコメントの結果、27件の意見提出がありました。結果の概要については巻末「資料編」を参照してください。

■ 計画策定の流れ



5 障がい福祉に関する法律・制度等の動向

■計画策定に関する動向

«国»

障がい者計画	障がい福祉計画
<p>障害者基本法の改正（平成 23 年 8 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○目的と理念の改正・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・基本的人権の尊重 ・障がい者・障がいの定義の見直し ・地域における共生社会の実現 ○差別の禁止 ○個別分野の追加と既存分野の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・療育、防災及び防犯、消費者としての障がい者の保護、選挙等における配慮等 	<p>障害者総合支援法の施行（平成 25 年 4 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障がい者の定義に難病患者を追加 ○重度訪問介護の対象に知的・精神障がいにより行動障がいのある人を追加 ○共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化 ○障害程度区分を障害支援区分に見直し <p>障害者総合支援法の改正（令和 6 年 4 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域生活の支援体制の充実 ○多様な就労ニーズに対する支援及び雇用の質の向上の推進 ○データベース（DB）に関する規定の整備
<p>第 5 次障害者基本計画の策定（令和 5 年 3 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ○安全・安心な生活環境の整備 ○情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 ○防災・防犯等の推進 ○行政等における配慮の充実 ○保健・医療の推進 ○自立した生活の支援・意思決定の推進 ○教育の振興 ○雇用・就業、経済的自立の支援 ○文化芸術活動・スポーツ等の振興 ○国際社会での協力・連携の推進 	<p>基本指針の改正（令和 5 年 5 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援 ○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ○福祉施設から一般就労への移行等 ○地域における相談支援体制の充実強化 ○虐待の防止 ○「地域共生社会」の実現に向けた取組 ○障害福祉サービスの質の確保 ○障がい福祉人材の確保・定着 ○よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい福祉計画の策定 ○障がいのある人の情報取得利用・意思疎通の推進 ○障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

■ 計画策定に関する動向

《国》

障がい児福祉計画
児童福祉法の改正（令和6年4月） <ul style="list-style-type: none">○子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充<ul style="list-style-type: none">・ 児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことの明確化・ 児童発達支援の種類（福祉型、医療型）の一元化
基本指針の改正（令和5年5月） <ul style="list-style-type: none">○障がい児のサービス提供体制の計画的な構築○発達障がい者等支援の一層の充実○よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい児福祉計画の策定

《北海道》

条例・計画
北海道障がい者条例の施行（平成22年4月） <ul style="list-style-type: none">○障がいのある人を支える基本的施策等○障がいのある人が暮らしやすい地域づくり○障がいのある人の権利擁護○障がいのある人に対する就労の支援等
第1期ほっかいどう障がい福祉プランの策定（令和6年度～令和11年度） <ul style="list-style-type: none">○北海道障がい者基本計画と北海道障がい福祉計画を統合○「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会の実現」を目指す○計画期間は6年とし、3年で中間見直しを図る○北海道障がい保健福祉圏域を設定し、本道を21区分とする（千歳市：札幌圏域） <p>《計画推進のための具体的な取組》</p> <ul style="list-style-type: none">①権利擁護の推進②障がいのある人が暮らしやすい地域づくり③就労支援施策の充実・強化④相談支援体制・地域移行支援の充実⑤サービス提供基盤の整備⑥保健福祉・医療施策の充実⑦多様な人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上⑧障がい児支援の充実⑨発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援⑩自立と社会参加の促進・取組定着⑪北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進⑫安全確保に備えた地域づくりの推進

■ その他の障がい福祉に関する動向

《国》

法律・政策
障害者虐待防止法の施行（平成 24 年 10 月） ○障がい者虐待の防止と虐待の早期発見・対応と再発防止等の取組を規定
障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月） ○「差別の禁止」の規定を具体化し、国・地方自治体による「合理的配慮」の義務化
障害者差別解消法の改正（令和 6 年 4 月） ○民間事業者による「合理的配慮」の義務化
発達障害者支援法の改正（平成 28 年 8 月） ○社会的障壁の除去など発達障がいのある人への支援に係る基本理念の新設 ○国・地方公自治体の責務の追加（相談体制の整備） ○教育・情報共有・就労・地域生活・権利擁護・司法手続・家族に関する支援の規定 ○発達障がい者支援地域協議会の設置、発達障がい者支援センターの増設 ○普及啓発に関する規定
障害者文化芸術活動推進法の施行（平成 30 年 6 月） ○文化芸術活動を通じた障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進
ユニバーサル社会実現推進法の施行（平成 30 年 12 月） ○年齢、性別、障がい、文化などの違いに関わりなく誰もが地域社会の一員として支え合う中で安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる「ユニバーサル社会」の実現
読書バリアフリー法の施行（令和元年 6 月） ○全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現 ○視覚障がいのある人の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進
農福連携等推進ビジョンの策定（令和元年 6 月） ○農福連携等の推進に向けて ○農福連携を推進するためのアクション ○農福連携の広がり推進
児童福祉法施行令の改正（令和元年 10 月） ○就学前障がい児を対象とした児童発達支援等のサービスの利用者負担額の無償化

■ その他の障がい福祉に関する動向

《国》

法律・政策
<p>電話リレーサービス法の施行（令和2年12月）</p> <p>○聴覚障がいのある人が手話通訳者などを介して連絡を取る「電話リレーサービス」（パソコンやスマホの画面を通じて手話や文字で発信し、通訳が通話先にその内容を伝えるもの）を制度化し、交付金制度の創設を整備</p>
<p>バリアフリー法の改正（令和3年4月）</p> <p>○ソフト対策の取組の強化、国民に向けた広報啓発の取組の促進を規定</p> <p>○市町村による「心のバリアフリー」の推進に関する事項を追加</p>
<p>社会福祉法等の改正（令和3年4月）</p> <p>○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援（重層的支援体制整備事業の創設）</p>
<p>医療的ケア児支援法の施行（令和3年9月）</p> <p>○「医療的ケア児」を定義し、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを明文化</p>
<p>障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行（令和4年5月）</p> <p>○障がいのある人の情報取得や利用、意思疎通支援に係る具体的施策の策定・実施の義務化</p>
<p>障害者雇用促進法の改正（令和5年4月、令和6年4月）</p> <p>○雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化</p> <p>○精神障がいのある短時間労働者の雇用率算定に係る特例の延長</p> <p>○週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度障がいのある人の算定特例</p>
<p>精神保健福祉法の改正（令和5年4月、令和6年4月）</p> <p>○精神障がいのある人の希望やニーズに応じた支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族等が意思表示を行わない場合の市町村長の同意による医療保護入院 ・ 入院者訪問支援事業の創設 ・ 医療機関における虐待防止措置、虐待通報の義務化 <p>○地域生活の支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域援助事業者の紹介の義務化 ・ 市町村等の相談支援の対象に精神障がいのある人のほか、精神保健に課題を抱える者を追加
<p>難病法及び児童福祉法の改正（令和5年10月、令和6年4月）</p> <p>○難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成の開始時期の見直し</p> <p>○難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する「登録者証」の発行事業の創設</p> <p>○データベース（DB）に関する規定の整備</p>

■ その他の障がい福祉に関する動向

«北海道»

条例・計画
北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施行（平成 30 年 4 月） ○障がい者の意思疎通の総合的な支援、言語としての手話の認識の普及
北海道ケアラー支援条例の施行（令和 4 年 4 月） ○ケアラー支援に関する道の責務並びに道民、事業者、関係機関等の役割の明確化
北海道ケアラー支援推進計画（令和 5 年度～令和 7 年度）の策定 ○普及啓発の促進 ○早期発見及び相談の場の確保 ○ケアラーを支援するための地域づくり

